

7 高職厚第 363 号
令和 7 年 11 月 14 日

各所属長 様
(教育委員会、公営企業局、警察を除く)

職員安全衛生副管理者
(職員厚生課長)

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する
省令等の施行等について

このことについて、別添のとおり総務省より通知がありましたので、参考にお知らせします。放射線業務のある所属におかれましては、対応が必要となる可能性があるため、通知内容のご確認をお願いします。

職員厚生課健康推進担当
TEL : 088-823-9775 (内 2056)